

(有価証券関係)

当連結会計年度 (平成23年 3月31日現在)

(注)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成23年 3月31日現在)
	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△6,863

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成23年 3月31日現在)			
	種類	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,384,266	3,437,088	52,821
	地方債	159,618	162,339	2,721
	社債	237,233	243,070	5,837
	その他	4,193	4,201	8
	小計	3,785,310	3,846,700	61,389
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	379,873	378,410	△ 1,463
	地方債	11,899	11,860	△ 39
	社債	1,887	1,878	△ 9
	その他	10,301	10,282	△ 19
	小計	403,962	402,430	△ 1,531
合計		4,189,272	4,249,130	59,857

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成23年 3月31日現在)			
	種類	連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,341,992	854,218	487,773
	債券	12,365,024	12,256,383	108,640
	国債	9,468,315	9,423,084	45,230
	地方債	199,005	197,609	1,395
	社債	2,697,703	2,635,688	62,014
	その他	3,125,508	3,001,059	124,449
	小計	16,832,525	16,111,661	720,864
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	869,937	1,045,754	△ 175,817
	債券	13,194,988	13,226,858	△ 31,870
	国債	12,701,891	12,729,163	△ 27,271
	地方債	173,886	175,423	△ 1,536
	社債	319,210	322,272	△ 3,062
	その他	4,448,401	4,590,679	△ 142,277
	小計	18,513,327	18,863,292	△ 349,965
合計		35,345,852	34,974,953	370,899

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,153百万円 (収益) であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額
株式	274,329
その他	352,260
合計	626,589

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	47,019	11,371	△ 3,203
債 券	18,058,502	71,653	△ 32,572
国 債	17,690,062	69,180	△ 31,297
地方債	137,365	907	△ 633
社 債	231,074	1,566	△ 641
その他	18,652,000	152,588	△ 16,204
合 計	36,757,522	235,613	△ 51,980

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（子会社株式及び関連会社株式を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は109,921百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。